

# 事業名 障害者等就業サポート事業

1. 予算措置状況 令和5年度 46,614千円（令和4年度 46,494千円）  
（県単独事業）  
事業期間：R3～R5  
※H30～R2に実施の「障害者等就業サポート事業」の後継事業

## 2. 事業の概要

### (1) 目的

障害者等の雇用促進を図るため、企業や県民の障害者雇用に対する理解促進、働く障害者の定着支援等を実施する。

### (2) 現況

県内における障害者雇用の状況は、令和4年の民間企業の実雇用率が2.97%と14年連続で法定雇用率を達成している一方で、法定雇用義務のある企業の約4割が法定雇用率を未達成であることや、令和6年4月以降、法定雇用率の引き上げと対象事業所の拡大が予定されるなど、今後、更なる障害者雇用の拡大が求められる。

また、障害者が就職した先で、能力を発揮して長く働けるためには、障害特性に配慮した職場環境づくりが重要である。平成28年4月の障害者雇用促進法改正により企業等に対し合理的配慮の提供義務が課されていることから、その取組を促進する必要がある。

### (3) 事業の内容

#### ①障害者等雇用開拓・定着支援事業

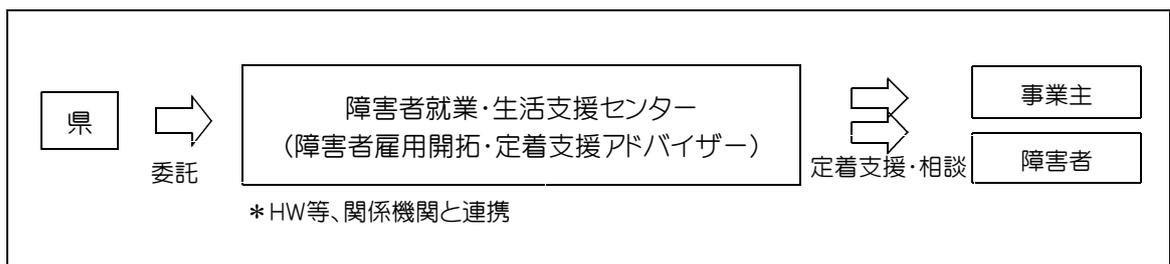
県内の障害者就業・生活支援センター(※1)に、障害者雇用開拓・定着支援アドバイザー6名を配置する。アドバイザーが圏域内の企業へ障害者雇用の職場開拓の働きかけ、雇用にあたっての相談や各種支援制度の助言、働く障害者の定着支援を行う。

※1 就業や、生活支援を必要とする障害者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援（就業、生活に関する指導、助言、職業準備訓練のあっせんなど）を行う機関。社会福祉法人等の中から県知事が指定、県内6カ所にセンターがある。

#### 【委託先・アドバイザー配置人数】

地区	配置数	委託先
北部	1人	社福) 名護学院(障がい者就業・生活支援センターティータ&チムチム)
中部	1人	医) 一灯の会(中部地区障害者就業・生活支援センター花灯)
南部①	1人	社福) 若竹福祉会(南部地区障がい者就業・生活支援センターかるにあ)
南部②	1人	医) 陽和会(南部地区障害者就業・生活支援センターブリッジ)
宮古	1人	社福) みやこ福祉会(障害者就業・生活支援センターみやこ)
八重山	1人	社福) わしの里(八重山地区障害者就業・生活支援センターどりいむ)

#### 〈事業スキーム〉 障害者雇用の働きかけやアドバイス



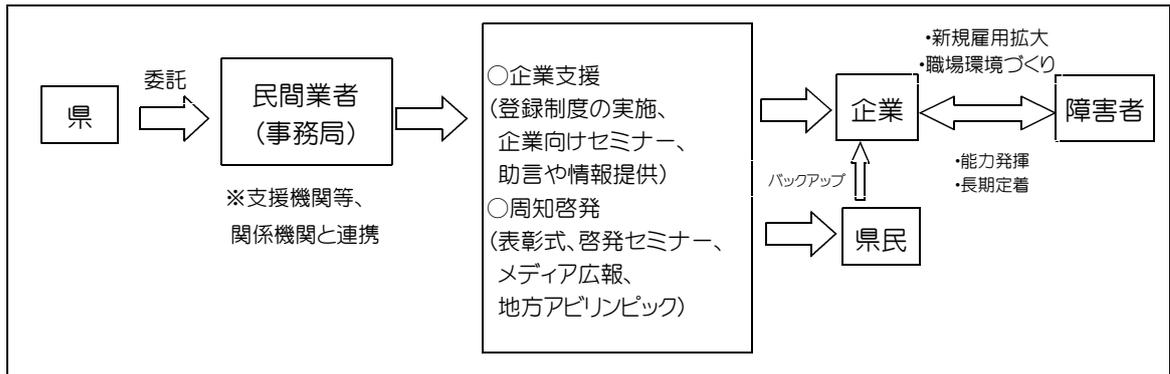
## ②障害者等雇用理解促進事業

障害者雇用に関する周知啓発、企業に対する支援の実施により、県民の障害者雇用に対する理解促進と、企業における障害者の新規雇用の拡大及び障害特性に配慮した職場環境づくりを促進し、県内の障害者雇用を推進する。

【予算区分】：委託料

【委託先】：株式会社 琉球新報開発

### 〈事業スキーム〉



## ③テレワークによる障害者雇用促進事業

テレワークによる障害者雇用の具体的事例等を紹介する企業向けセミナー等の開催や障害者就労支援機関向けにテレワークに必要なスキルや支援体制に関するセミナー等を開催するとともに、テレワークによる障害者雇用に関するリーフレットの作成・配布等、周知広報を強化することで、障害者雇用の促進を図る。

【予算区分】：委託料

【委託先】：民間企業を公募により選定

### 〈事業スキーム〉



## ④障害者雇用関係行事の実施（直接実施、一部委託）

関係機関と連携し、以下の行事を行う。

- ・沖縄県障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者表彰
- ・経済団体への障害者雇用要請
- ・障害者雇用啓発リーフレット作成

【予算区分】：委託料、報償費、旅費、需用費、役務費

【委託先】：直接実施、一部を委託

## (4) 期待される事業効果

### ①障害者等雇用開拓・定着支援事業

障害者就業・生活支援センターへアドバイザーを配置することにより、圏域内の障害者の職場開拓、働く障害者の定着促進が期待される。

### ②障害者等雇用理解促進事業

企業支援（登録制度の実施、セミナー）や周知啓発の実施により、企業の障害

者雇用に対する不安感・負担感の軽減や県民理解の促進により、県内企業等における障害者の新規雇用の拡大や、障害特性に配慮した職場環境づくりの促進が期待できる。

### ③テレワークによる障害者雇用促進事業

企業向けセミナー及び障害者就労支援機関向けセミナー等を実施し、企業側及び労働者側双方でテレワーク（在宅就労）の理解を深めることにより障害者雇用の促進が期待できる。

### ④障害者雇用関係行事の実施（抜粋）

#### 障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者表彰式

障害者を積極的に雇用し、障害者雇用促進と職業安定に貢献した優良事業所や、優秀勤労障害者の表彰を通じ、広く社会一般に障害者雇用に関する周知、障害者の雇用拡大につながることを期待できる。

#### 経済団体への障害者雇用要請

雇用義務のある企業の約4割が雇用率未達成の状況にあるため、沖縄県、沖縄県教育委員会、沖縄労働局、沖縄障害者職業センター連名で経済団体に対して障害者雇用促進についての要請を実施し、その改善を図る。

## 3. 事業実績（令和4年度）

活動目標	対象	R4年度目標値	R4年度実績
アトバイヤーによる事業所訪問件数(延べ)	企業等(延べ)	1,440件	1,416件
障害者雇用推進登録制度登録企業数	企業	30社(新規)	13社
雇用啓発セミナー	県民・企業	1回	1回
企業向けセミナー	企業・経済団体等	7回	6回

### ●障害者雇用に関する表彰

○障害者雇用優良事業所（県知事賞）：1事業所 医療法人 琉心会

○優秀勤労者（県知事賞）：1名

※他に独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構理事長努力賞表彰等

## 4. 事業目標

活動目標	対象	R4年度目標値
アトバイヤーによる事業所訪問件数(延べ)	企業等(延べ)	1,440件(アトバイヤー6名×240件)
障害者雇用推進企業数	企業	30社(新規登録)
雇用啓発セミナー	県民・企業	1回
企業向けセミナー	企業・経済団体等	2回

## 5. 補足説明

### (1) 民間企業における雇用状況

令和4年6月1日現在の民間企業（従業員43.5人以上の企業が調査対象）の障害者実雇用率は2.97%で全国1位（前年2位）。14年連続で法定雇用率を達成している。実雇用率の全国平均は2.20%であり、本県は平成8年以降26年連続で全国平均を上回っている。

なお、県内の対象企業1,078社中、法定雇用率達成企業は658社で、達成割合は61.0%である。

※参考：法定雇用率

事業主区分	R3.2～	R3.3～	R6.4～	R8.7～
民間企業	2.2%	2.3%	2.5%	2.7%
国・地方公共団体	2.5%	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%	2.7%	2.9%

(2) 障害者就業・生活支援センター（ナカボツセンター）とは

- 就職希望、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じ、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者（沖縄労働局委託）と生活支援担当者（県障害福祉課委託）が協力し、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている。
- センターの指定は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第27条に基づき都道府県知事（雇用政策課）が行っている。
- 厚生労働省では全国すべての障害保健福祉圏域でのセンター設置を目指しており、県内では、全圏域に設置済みである。
- 県内障害者就業・生活支援センター 指定状況
  - 北 部 平成13年4月1日 指定法人：社会福祉法人名護学院
  - 中 部 令和 2年4月1日 指定法人：医療法人一灯の会
  - 南部① 平成22年5月1日 指定法人：社会福祉法人若竹福祉会
  - 南部② 令和 2年4月1日 指定法人：医療法人陽和会
  - 宮 古 平成23年4月1日 指定法人：社会福祉法人みやこ福祉会
  - 八重山 平成23年4月1日 指定法人：社会福祉法人わしの里

6. 関係法令、条例、規則等

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者雇用促進法

# 事業名 職場適応訓練事業費

1. 予算措置状況 令和5年度 17,097千円（令和4年度 17,097千円）  
（国庫支出金 職場適応訓練費1/2補助）

## 2. 事業の概要

### (1) 目的

障害者等の就職が困難な者に対し、事業所において実際の業務に係る作業について訓練を行い、作業環境への適応を容易にすることを目的とする。また、訓練修了後は、当該事業所に訓練生が継続雇用されることを期待して実施する。

### (2) 現況

県内の障害を持つ求職者数は年々増加し、令和4年3月末時点のハローワーク登録者数は19,390人となっている。また、令和3年6月1日時点、本県の民間企業における障害者の実雇用率は2.86%と、平成22年以降13年連続で法定雇用率を上回っているが、一方で雇用義務のある企業のうち39.1%が法定雇用率未達成となっている。

### (3) 事業の内容

公共職業安定所長が職場適応訓練を受けることを指示した者に対し、県と委託契約を締結した事業所において訓練を実施する。訓練期間は6ヶ月以内（重度障害者など必要と認められた場合は1年以内）である。訓練期間中、訓練を受託した事業主には職場適応訓練費、訓練生には職場適応訓練手当を県から支給する。

なお、雇用保険受給者に係る職場適応訓練は、平成20年度から国が実施している。

#### ○訓練手当（訓練生に支給）

基本手当：日額3,530円（20歳以上の那覇市内居住者のみ日額3,930円）

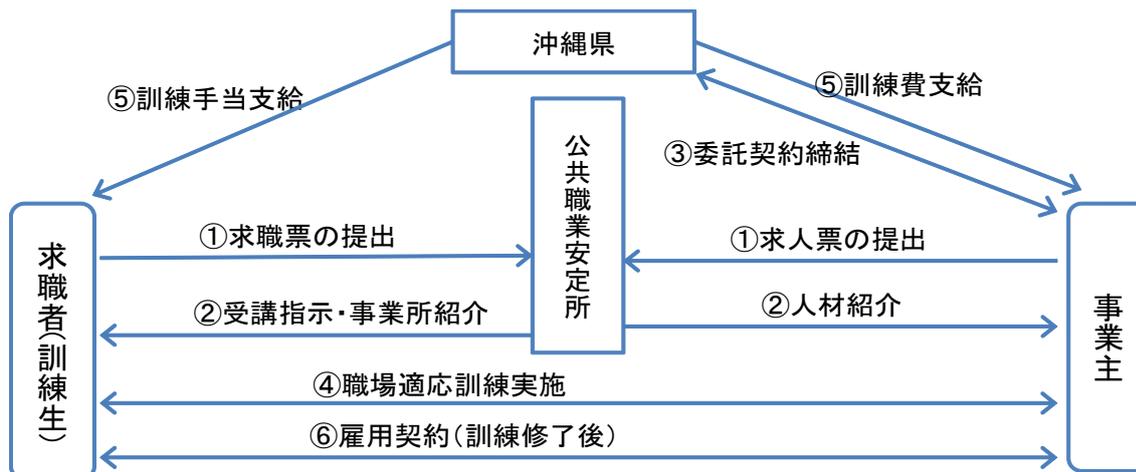
基本手当：日額500円（上限：40日）

通所手当：県の規定に基づき算定（上限：月額42,500円）

#### ○訓練費（事業主に支給）

月額24,000円（重度障害者25,000円）

### 〈事業スキーム〉



①予算区分：共済費、報償費、委託料

②実施主体：沖縄県

③補助率：国庫（1／2）

**(4) 期待される事業効果**

事業所は訓練期間中、訓練生の能力や適性を見極め、訓練生に応じた作業の検討を行うことができ、障害者等の雇用に取り組みやすくなる。また訓練生は、訓練期間中に訓練手当の支給を受けることができ、事業所の実際の雰囲気、作業内容を訓練することで環境への適応と作業能力の向上が図れ、雇用に向けて検討を行うことができる。

**3. 事業実績**

項目	活動指標	R3	R4
訓練受講者数	訓練人数	17人	18人
訓練修了後の雇用継続者数 (年度内訓練修了者数)	訓練修了後の就職者数	5人 (7人)	10人 (15人)

**4. 活動目標**

項目	活動指標	R5目標値
訓練受講者数	訓練人数	20人
訓練修了後の雇用継続者数	訓練修了後の就職者数	10人

**5. 補足説明****(1) 訓練対象者**

公共職業安定所長が職場適応訓練を受講することを指示した者。

**6. 関係法令・条例・規則等**

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律